

大阪市立斎場条例（抄）

昭和 24 年 4 月 1 日大阪市条例第 31 号

（設置）

第 1 条 本市に斎場を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
大阪市立北斎場	大阪市北区長柄西1丁目
大阪市立小林斎場	大阪市大正区小林東3丁目
大阪市立佃斎場	大阪市西淀川区佃6丁目
大阪市立鶴見斎場	大阪市鶴見区鶴見1丁目
大阪市立瓜破斎場	大阪市平野区瓜破東4丁目
（略）	（略）

（業務）

第 2 条 斎場は、火葬（略）に関する業務を行う。

（休場日）

第 3 条 斎場の休場日は、1 月 1 日とする。

2 前項の規定にかかわらず、第13条の規定により代行斎場（同条の規定により法人その他の団体（以下「法人等」という。）であって市長が指定するものに斎場の管理を行わせている場合における当該斎場をいう。以下同じ。）の管理を行うもの（以下「指定管理者」という。）

は、代行斎場の設備の補修、点検又は整備、天災その他やむを得ない事由があるときは、あらかじめ市長の承認を得て、同項の規定による休場日を変更し、又は臨時の休場日を定めることができる。

3 市長は、前項の承認を行ったときは、速やかに当該承認を行った内容を公告するものとする。

4 第 1 項の規定にかかわらず、代行斎場以外の斎場については、時宜により休場日を変更し、又は臨時に休場することがある。

（使用の許可）

第 4 条 代行斎場を使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

（使用許可の制限）

第 5 条 次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、代行斎場の使用を許可してはならない。

- (1) 公安又は風俗を害するおそれがあるとき
- (2) 建物又は附属設備を損傷するおそれがあるとき
- (3) 管理上支障があるとき
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号

に規定する暴力団の利益になるとき

(5) その他不適当と認めるとき

(使用許可の取消し等)

第6条 次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、代行斎場の使用の許可を取り消し、その使用を制限し、若しくは停止し、又は代行斎場からの退場を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により第4条の許可を受けたとき

(2) 前条各号に定める事由が発生したとき

(3) この条例に違反し、又はこの条例に基づく指示に従わないとき

(入場の制限)

第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、代行斎場への入場を断り、又は代行斎場から退場させることができる。

(1) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる行為をするおそれがある者

(2) 建物又は附属設備を損傷するおそれがある者

(3) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人に迷惑となる物品又は動物を携行する者

(4) 管理上必要な指示に従わない者

(5) その他管理上支障があると認める者

(準用)

第8条 第4条から前条までの規定は、代行斎場以外の斎場について準用する。この場合において、これらの規定中「指定管理者」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

(意見の聴取)

第8条の2 指定管理者は、第4条の規定による許可に関し必要があると認めるときは、第5条第4号に該当する事由の有無について、大阪府警察本部長の意見を聴くよう市長に求めるものとする。

2 市長は、前項の規定による求めがあったときは、第5条第4号に該当する事由の有無について、大阪府警察本部長の意見を聴くことができる。

3 市長は、前条において準用する第4条の規定による許可に関し必要があると認めるときは、前条において準用する第5条第4号に該当する事由の有無について、大阪府警察本部長の意見を聴くことができる。

(利用料金)

第9条 (略)

(使用料)

第10条 葬祭場以外の斎場の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 使用料は、前納しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、使

用料を後納することができる。

(使用料の還付)

第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することがある。

(使用料の減免)

第12条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、使用料を減免することができる。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者
- (2) 市長が使用料を納付する資力がないと認める者
- (3) その他市長において特別の事由があると認める者

(管理の代行)

第13条 葬祭場の管理については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、法人等であつて市長が指定するものに行わせる。

2 葬祭場以外の斎場の管理については、法第244条の2第3項の規定により、法人等であつて市長が指定するものに行わせることができる。

(指定申請の公告)

第14条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 斎場の名称及び所在地
- (2) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- (3) 指定管理者の指定を行おうとする期間
- (4) 指定管理者の指定の申請（以下「指定申請」という。）をする法人等に必要な資格
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市規則で定める事項

(指定申請)

第15条 指定管理者の指定を受けようとする法人等は、市規則で定めるところにより、斎場の管理に関する事業計画書その他市規則で定める書類を添付した指定管理者指定申請書を市長に提出しなければならない。

(欠格条項)

第16条 次の各号のいずれかに該当する法人等は、指定管理者の指定を受けることができない。

- (1) 破産者で復権を得ないもの
- (2) 法第244条の2第11項の規定により本市又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しないもの
- (3) その役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの

ア 第1号に該当する者

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

ウ 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

(指定管理予定者の選定)

第17条 市長は、第15条の規定による指定申請の内容を次に掲げる基準に照らして総合的に考慮し、最も適当であると認められる内容の指定申請をした法人等を、指定管理者の指定を受けるべきもの（以下「指定管理予定者」という。）として選定するものとする。

(1) 住民の平等な利用が確保されること

(2) 斎場の効用を最大限に発揮するとともに、斎場の管理経費の縮減が図られるものであること

(3) 斎場の管理の業務を安定的に行うために必要な経理的基礎及び技術的能力を有すること

(4) 前3号に掲げるもののほか、斎場の適正な管理に支障を及ぼすおそれがないこと

(指定管理者の指定等の公告)

第18条 市長は、前条の規定により選定した指定管理予定者を指定管理者に指定したときは、その旨を公告するものとする。法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は斎場の管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。

(業務の範囲)

第19条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

(1) 代行斎場の使用の許可に関すること

(2) 建物及び附属設備の維持保全に関すること

(3) その他代行斎場の管理に関すること

(施行の細目)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

別表（第 10 条関係）

区分			単位	使用料
火葬料	10 歳以上の者		1 死体	10,000 円（使用者が本市住民でない場合で死亡の際本市住民でなかった者を火葬するときにあつては、60,000 円）
	10 歳未満の者		1 死体	6,000 円（使用者が本市住民でない場合で死亡の際本市住民でなかった者を火葬するときにあつては、36,000 円）
	死産児		1 死体	3,000 円（使用者が本市住民でない場合で死産の際父及び母が本市住民でなかった死産児を火葬するときにあつては、18,000 円）
死体預り料			1 死体 1 夜	800 円
式場使用料	北斎場	大式場	昼間 1 回	40,000 円
			夜間 1 回	80,000 円
		中式場	昼間 1 回	20,000 円
			夜間 1 回	40,000 円
		小式場	昼間 1 回	6,000 円
			夜間 1 回	12,000 円
	小林斎場	大式場	昼間 1 回	9,000 円
			夜間 1 回	18,000 円
		小式場	昼間 1 回	3,000 円
			夜間 1 回	6,000 円
	佃斎場		昼間 1 回	6,000 円
			夜間 1 回	12,000 円
	鶴見斎場	大式場	昼間 1 回	23,000 円
			夜間 1 回	46,000 円
		小式場	昼間 1 回	6,000 円
			夜間 1 回	12,000 円
	瓜破斎場		昼間 1 回	12,000 円
			夜間 1 回	24,000 円
会葬者控室使用料			昼間 1 回	1,500 円
			夜間 1 回	3,000 円

備考 この表において「昼間」とは午前 9 時から午後 5 時までをいい、「夜間」とは午後 5 時から翌日の午前 9 時までをいう。

地方自治法（抄）

昭和 22 年法律第 67 号

（使用料）

第 225 条 普通地方公共団体は、第 238 条の 4 第 7 項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

（財産の管理及び処分）

第 237 条 この法律において「財産」とは、公有財産、物品及び債権並びに基金をいう。

2－3 （略）

（公有財産の範囲及び分類）

第 238 条 この法律において「公有財産」とは、普通地方公共団体の所有に属する財産のうち次に掲げるもの（基金に属するものを除く。）をいう。

- (1) 不動産
- (2) 船舶、浮標、浮棧橋及び浮ドック並びに航空機
- (3) 前 2 号に掲げる不動産及び動産の従物
- (4) 地上権、地役権、鉱業権その他これらに準ずる権利
- (5) 特許権、著作権、商標権、実用新案権その他これらに準ずる権利
- (6) 株式、社債（特別の法律により設立された法人の発行する債券に表示されるべき権利を含み、短期社債等を除く。）、地方債及び国債その他これらに準ずる権利
- (7) 出資による権利
- (8) 財産の信託の受益権

2 （略）

3 公有財産は、これを行政財産と普通財産とに分類する。

4 行政財産とは、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいい、普通財産とは、行政財産以外の一切の公有財産をいう。

（私人の公金取扱いの制限）

第 243 条 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがある場合を除くほか、公金の徴収若しくは収納又は支出の権限を私人に委任し、又は私人をして行なわせてはならない。

（行政財産の管理及び処分）

第 238 条の 4 （略）

2－6 （略）

7 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。

8－9 （略）

(公の施設)

第 244 条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

2 普通地方公共団体（次条第三項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。

3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第 244 条の 2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の 3 分の 2 以上の者の同意を得なければならない。

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第 244 条の 4 において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 前項の条例には、指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。

8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。

10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求)

第 244 条の 4 普通地方公共団体の長以外の機関（指定管理者を含む。）がした公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が当該機関の最上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。

2 普通地方公共団体の長は、公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求がされた場合には、当該審査請求が不適法であり、却下するときを除き、議会に諮問した上、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

3－4 （略）

（歳入の徴収又は収納の委託）

第 158 条 次に掲げる普通地方公共団体の歳入については、その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められる場合に限り、私人にその徴収又は収納の事務を委託することができる。

- (1) 使用料
- (2) 手数料
- (3)－(7) (略)

2－3 (略)

4 第 1 項の規定により歳入の徴収又は収納の事務を私人に委託した場合において、必要があると認めるときは、会計管理者は、当該委託に係る歳入の徴収又は収納の事務について検査することができる。

（資金前渡）

第 161 条 次に掲げる経費については、当該普通地方公共団体の職員をして現金支払をさせるため、その資金を当該職員に前渡することができる。

- (1)－(17) (略)

2 歳入の誤納又は過納となつた金額を払い戻すため必要があるときは、前項の例により、その資金（当該払戻金に係る還付加算金を含む。）を前渡することができる。

3 (略)

（支出事務の委託）

第 165 条の 3 第 161 条第 1 項第 1 号から第 15 号までに掲げる経費、貸付金及び同条第 2 項の規定によりその資金を前渡することができる払戻金（当該払戻金に係る還付加算金を含む。）については、必要な資金を交付して、私人に支出の事務を委託することができる。

2 前項の規定により支出の事務の委託を受けた者は、普通地方公共団体の規則の定めるところにより、その支出の結果を会計管理者に報告しなければならない。

3 第 158 条第 4 項の規定は、第 1 項の場合にこれを準用する。